

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

平成30年9月10日

2. 回答を行った年月日

平成30年10月9日

3. 新事業活動に係る事業の概要

本件事業は、利用者が自己の判断に基づいて自ら商標登録出願書類等を作成することを支援するソフトウェアを有料で提供するものである。当該ソフトウェアの利用手順は、以下のとおり。

- ①事業者は、利用者にソフトウェアを提供する。事業者は、ソフトウェア利用料を徴収する。利用者は、事業者と利用契約を締結する。（順不同）
- ②利用者は、利用者の氏名、住所等の情報に加え、商標及び商標を使用する商品等の情報をソフトウェアに入力し、商標登録出願に係るデータを作成する。利用者は、当該データを編集することが可能。

4. 確認の求めの内容

本件事業が弁理士法第75条に違反するか。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件事業計画の概要等の記載からすれば、利用者が自己の判断に基づいて自ら商標登録出願書類等を作成することを支援するソフトウェアを提供するものであり、弁理士法第75条に規定する書類の作成をするものではないことから、当該事業は、弁理士法第75条に違反しない。

なお、上記回答は、今般照会のあった事業についてのみ判断したものであり、他の事業等における判断を示すものではない。

また、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではない。